

滋賀県産業用地開発事業特別会計条例案要綱

1 制定の理由

産業用地開発事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定に基づき、滋賀県産業用地開発事業特別会計を設置することから、滋賀県産業用地開発事業特別会計条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 地方自治法第 209 条第 2 項の規定に基づき、産業用地開発事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、滋賀県産業用地開発事業特別会計を設置することとします。（第 1 条関係）
- (2) この会計においては、一般会計からの繰入金、地方債収入、土地売却収入その他の収入をもって歳入とし、産業用地開発事業費、地方債の元利償還金、一般会計への繰出金その他の支出をもって歳出とすることとします。（第 2 条関係）
- (3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 18 号

滋賀県産業用地開発事業特別会計条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県産業用地開発事業特別会計条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定に基づき、産業用地開発事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、滋賀県産業用地開発事業特別会計を設置する。

(歳入および歳出)

第 2 条 この会計においては、一般会計からの繰入金、地方債収入、土地売却収入その他の収入をもって歳入とし、産業用地開発事業費、地方債の元利償還金、一般会計への繰出金その他の支出をもって歳出とする。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。